

# 誓 約 書 (法人役員用)

私は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第4条に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮<sup>きんこ</sup>以上の刑に処せられ、又は法第31条に規定する罪（無許可古物営業等）若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（遺失物等横領）若しくは第256条第2項に規定する罪（盗品等の運搬、保管、若しくは有償譲り受け、又は有償処分のあるせん）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 法第24条第1項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 法第24条第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

和歌山県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名